二　前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三　前二号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

5　法第十八条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第二号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時において現に効力を有するものとする。

一　地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二　前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三　前二号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

第六条の九の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第一項中「第八条第二項」を「第十八条第二項」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第二項中「第八条第一項第七号イ」を「第十八条第一項第六号イ」に改め、同条第三項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第四項中「第八条第二項」を「第十八条第二項」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第五項中「第八条第一項第八号」を「第十八条第一項第七号」に改め、同条第六項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第七条第二項中「特定被災区域」を「政令で定める区域」に改める。

第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第九条の二の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「法第二十五条の二第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する」に改め、同条各号を削り、同条を第九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第九条の二の二　令第二十二条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第二十二条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

第九条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条中「応じ、当該」を「応じ当該」に改め、同条第一号中「応じ、」を「応じ」に改め、同号ロ中「その雇用された者から提出された」を削り、「掲げる書類」の下に「その他の書類でその者が同日において令第二十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(1)及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類」を加え、同号ロ(1)中「同日」を「その者を同日」に、「令第二十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（(3)及び次号において「特定被災区域」という。）」を「特定被災区域」に、「同法第二十二条第一項」を「同項」に改め、同号ロ(2)中「回答書（」の下に「その者が」を加え、同号ロ(3)を削る。

第九条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条中「第二十五条の三の二第三項」を「第二十五条の三の二第四項」に改め、「法第二十五条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち」を削り、「者のいずれに該当するかに応じ、」を「連結法人の区分に応じ」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人　同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ　令第二十二条の三の二第三項第一号に掲げる者　次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。）

(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

ロ　令第二十二条の三の二第三項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1)　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

(2)　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類